

平成 28 年 4 月 18 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

平成 28 年熊本県熊本地方の地震による被害に係る経済産業大臣のガスの災害特別措置の認可等について異存ない旨を回答しました(熊本県)

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成 28 年 4 月 14 日に災害救助法が適用された熊本県において、西部瓦斯株式会社の供給区域において被災したガスの需要家に対する特別措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しましたのでお知らせします。

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により、熊本県等において多数の被害が生じたため、熊本県内全域(45 市町村)に対し、災害救助法の適用が決定されました。

災害救助法適用市町村において、被災した需要家に対する災害特別措置として、ガス事業法第 20 条ただし書の規定に基づき、料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期限の延長等)を実施するため、平成 28 年 4 月 18 日に当該地域を供給区域とする西部瓦斯株式会社から認可申請がありました。

これを受け、経済産業大臣から特別措置(別紙参照)の認可等を行うことについてガス事業法第 47 条の 6 第 1 項第 3 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日(平成 28 年 4 月 14 日)まで遡及して適用されます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課長 岸

担当者:東(あずま)

電 話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

(別紙)

## ガス事業についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村において、西部瓦斯株式会社の供給区域において被災したガスの需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①ガス工事費の負担（平成28年6月30日まで）

被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成28年6月30日までに申出があった場合、そのガス工事費は全額西部瓦斯株式会社の負担とする。

### ②支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成28年3月検針分（支払期限日が災害救助法適用日（4月14日）以降となるものに限る。）、4月検針分及び5月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長する。

### ③不適用月の基本料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6か月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。